

○三芳町立図書館の設置及び管理に関する条例

平成2年4月27日

条例第14号

(設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号)第10条の規定に基づき、三芳町に図書館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
三芳町立中央図書館	三芳町大字藤久保185番地1

(分館の名称及び位置)

第3条 図書館に分館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
三芳町立図書館竹間沢分館	三芳町大字竹間沢555番地1

(職員)

第4条 図書館に館長、司書、その他必要な職員を置く。

(休館日)

第5条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日

(2) 1月1日から同月4日及び12月28日から同月31日まで。

(3) 図書館資料整理日(月の末日。ただし、月の末日が土曜日及び日曜日の場合は除く。)

(4) 図書館資料特別整理期間(年10日以内)

2 館長は、図書館の管理上必要があると認めるときは、臨時に休館することができる。

(管理)

第6条 図書館は、三芳町教育委員会(以下「教育委員会」という。)がこれを管理する。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成2年5月1日から施行する。
- 2 三芳町立図書館設置条例（昭和56年三芳町条例第14号）は、廃止する。

附 則（平成7年条例第13号）

この条例は、平成7年6月1日から施行する。

附 則（平成8年条例第12号）

この条例は、平成8年7月20日から施行する。

附 則（平成29年条例第8号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。